第 I 部 鍼灸マッサージ施術所をめぐる動向

第 I 部 鍼灸マッサージ施術所をめぐる動向

第1章 鍼灸マッサージ就業実態調査の結果から

鍼灸マッサージ業を自営する視覚障害業者を取り巻く環境は、晴眼業者や無資格業者の急増等によって年を追うごとに厳しさを増している。雇用環境もまた、基幹職域であった病院・医院への採用数が激減するなど閉塞感が増している。しかしその一方で、介護保険法に基づく機能訓練指導員制度の創設やヘルスキーパーの台頭など、あん摩マッサージ指圧師(以下「あん摩師」)もしくはあん摩師・はり師・きゅう師(以下「三瘡師」)が参入できる新たな業種も生まれてきた。

筆者らが過去に行った調査1) 2) によれば、三療に対する地域や労働市場における潜在的需要はきわめて大きい。この需要と視覚障害業者を効率的に結びつける社会のシステムが構築されれば、視覚障害業者の経営環境や生活状況は飛躍的に改善される可能性がある。本調査が意図するところは、その方面の今後の研究に基礎的な資料を提供することにある。

なお、この報告書では、視覚の障害により身体障害者手帳の交付を受けている業者を「視覚障害業者」、 受けていない業者を「晴眼業者」と呼ぶことにする。

第1節 調査の目的と方法

1. 調査の目的

鍼灸マッサージ業を自営する視覚障害業者の就業及び意識の特性を明らかにするとともに、今後の 課題を抽出し、自営視覚障害業者の三療業における発展的在り方に関する施策研究の基礎資料に資する。

2. 調査の方法

(1) 調査の対象及び客体

一定の要件で選定した 1 都 4 県 (注 1) 下のあん摩業を含む三療業者 (個人の施術所自営業者及び出張専門業者で、法人及び柔道整復業を併業している業者を除いた)を対象に、域内の12 保健所 (注 2) が所管する同業者の全数3,084件 (施術所1,907件、出張専門業者1,177件)を調査の客体とした (表 I-1、表 I-2)。

(注1) 地域の選定にあたっては、視覚障害業者の業態特性を、就業あん摩師に占める晴眼業者比率の高い地域群と低い地域群間で比較検討する観点から、「平成12年度衛生行政報告例・隔年第55表」を用いて、前者に属する東京都(晴眼業者占有率が全国4位)と埼玉県(同2位)、及び後者に属する奈良県(同45位)、石川県(46位)、鳥取県(47位)を抽出した。

(注2) その上で、1都4県下の任意の保健所に対し、平成14年度におけるあん摩を含む三療施術 所名簿及び出張専門業者名簿の開示を請求し、指定した期間内に12の保健所からの回答を得た。

表 I-1 調査地域別就業あん摩業者に占める晴盲の割合及び晴眼業者率の順位

	調査地域	業者総数	晴眼業者数(率)	視障業者数(率)	順位
全 国		96,788人(100.0%)	69,237(71.5)	27,551(28.5)	
晴眼業者の割合が高い地域	埼玉県	3,438人(")	2,969(86.4)	469(13.6)	2位
明吸来有の割口が同い地域	東京都	25,879人(")	21,157(81.8)	4,722(18.2)	4位
	奈良県	507人(")	201 (39.6)	306 (60.4)	45位
晴眼業者の割合が低い地域	石川県	510人(")	189 (37.1)	321 (62.9)	46位
	鳥取県	331人(")	120(36.3)	211 (63.7)	47位

(平成12年度衛生行政報告例隔年第55表より作成)

表 I - 2 調查地域別施術所数·出張業者数内訳

1-1. 1-1. d-1	客文	寸 数	Δ ≅L
地域名	施設所	出張業者	合 計
東京都	1,280	802	2,082
埼 玉 県	440	344	784
奈 良 県	111	0	111
鳥 取 県	63	31	94
石 川 県	13	0	13
合 計	1,907	1,177	3,084

(2) 就業あん摩師数及び施術所数の抽出率

同隔年表によれば、1 都 4 県における就業あん摩師数は30,665人(全国比31.7%)で、本調査で客体とした就業あん摩師数3,084件はその10.1%(全国比3.2%)に当たる。また、衛生行政報告例隔年第56表において、1 都 4 県下における、あん摩を含む三療施術所(出張専門業者を含む)の届出総数は9,305件(全国53,296件の17.5%)で、今回抽出した調査客体3,084件の抽出率は33.1%(全国比5.8%)となる(表 I-3)。なお、出張専門業者・施術所別の抽出率は、同隔年第56表で内訳が示されていないため算出することはできない。

表 I - 3 施術所(出張専門業者を含む)の抽出率

			東	京	埼	玉	奈	良	鳥	取	石	Щ	合	計	全	玉
総		数	5,	957	2,199		524		236			389	9,	305	53,	296
客	体	数	2,	082		784		111		94		13	3,	084		
抽	出	率	35.	0%	3	5.7	21.	2%	39.	8%	3.	3%	33.	1%	5.	8%

(平成12年度衛生行政報告例隔年第56表を参考に作成)

(3) 調査項目と実施方法

調査票は、以下の4分野に関する小問からなる選択回答方式とした。

- a. 業者の属性に関する事項
- b. 営業形態、営業規模、勤務状況、収入状況等に関する事項
- c. 仕事への満足度、知識・技術への自己評価、将来への不安等に関する事項
- d. 経営戦略、視覚障害業者への支援ニーズ等に関する事項

調査票は、調査の趣旨を説明した同封文書とともに郵送し、無記名による回答と返信封筒による 返送を依頼した。

なお、調査票は、視覚障害者への便宜を図るため点字版、録音テープ版及びテキスト・データ版 (フロッピー・ディスク版)を作成し、個人が希望する媒体を個々に郵送した。

(4) 調査期間

調査期間は平成15年1月28日~2月12日である。

第2節 調査結果の概要

1. 調査票の配布と回収状況から

(1) 調査票の配布状況

郵送により配布した調査票は3,084件 (A) であった (表 I-4、表 I-5)。そのうち「宛先不明」で返送されてきた調査票は768件 (B)、有効配布数は2,316件 (C) であった (表 I-6)。

表 I - 4 調査票の配布数 (施術所・出張別/地域別)

		東 京	埼 玉	奈 良	鳥 取	石 川	合 計
施	術 所	1280 (67.1)	440 (23.1)	111(5.8)	63(3.3)	13(0.7)	1907 (100.0)
出	張	802 (68.1)	344 (29.2)	0(0.0)	31(2.6)	0(0.0)	1177 (100.0)
合	計	2082 (67.5)	784 (25.4)	111(3.6)	94(3.1)	13(0.4)	3084(100.0)

(注) () 内は合計を100とした割合(%)である。

表 I - 5 調査票の配布数(取得免許別)

	合 計	%
あん摩マッサージ指圧師	1300	42.2
あん摩師・はり師	72	2.3
あん摩師・きゅう師	10	0.3
あん摩師・はり師・きゅう師	1618	52.5
その他 (届出業者等)	84	2.6
合 計	3084	100.0

⁽注)「あん摩」を含む業種を抽出要件にしているので、「はり師」、 「きゅう師」及び「はり師・きゅう師」は含まれていない。

表 I - 6 有効配布数及び返送率

	東京	埼 玉	奈 良	鳥 取	石 川	合 計
合 計(T)	2082	784	111	94	13	3084
有効配布数	1638 (70.7)	509 (22.0)	78(3.4)	79(3.4)	12(0.5)	2316(100.0)
返送数(B)	444 (57.8)	275 (35.8)	33(4.3)	15(2.0)	1(0.1)	768 (100.0)
返送率B/T	21.3%	35.1%	29.7%	16.5%	7.7%	24.9%

(注)() 内は合計を100とした割合(%)である。

(2) 調査票の回収状況

ア. 有効回答率

有効に配布された2,316件の調査票のうち回収された調査票は512件 (D)、そのうち「廃業」 又は「未就業」とした回答が11件 (E) であり、回収率、有効回答数及び有効回答率は以下のようになる(表 I-7)。

回 収 率 D÷C ×100=22.1%

有効回答数 D-E=501 ····· (F)

有効回答率 F÷C ×100= 21.6%

表 I - 7 回収数及び有効回答率(都道府県別)

		東京	埼 玉	奈 良	鳥 取	石 川	不 明	廃 業	合 計
有効配布数	(C)	1638	509	78	79	12			2316
回収数	(D)	220	110	1.5	10	F	11	1.1	512
回収率	$D/C \times 100$	339	118	15	13	5	11	11	22.1%
有効回答数	(F)	220	110	1.5	10	_	1.1		501
有効回答率	$F/C \times 100$	339	118	15	13	5	11		21.6%

イ. 視覚障害業者と晴眼業者の回収率

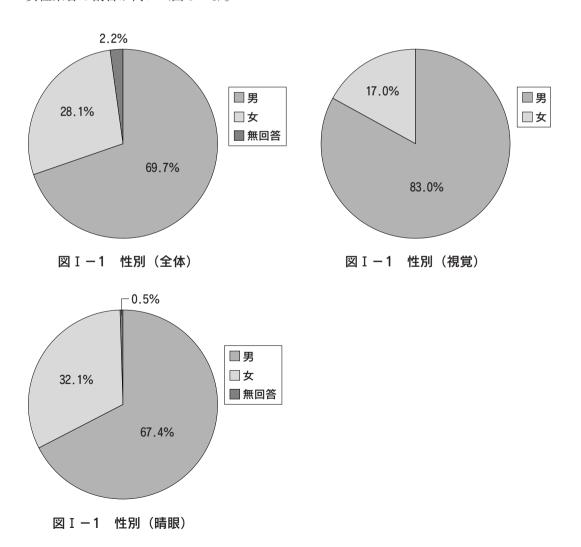
個人情報に当たる視覚障害の有無は業者に関する行政情報としては開示されないため障害有無 別の回収率を明らかにすることはできない。そこで、1都4県それぞれの有効配布業者数に都県 別の視覚障害業者占有率(注3)を乗じて有効配布業者2,316人の晴盲別内訳を推計した上で、 有効回答501人中に占める身体障害者手帳所持者を視覚障害業者として回収率を概算してみた。 その結果、2,316人中、視覚障害業者は472人、晴眼業者は1,844人、有効回答者の中で視覚障害 業者は112人で晴眼業者は389人であった。これらから各業者の回収率を推測すると前者23.7%、 後者21.1%となり、両者の回収率はほぼ同率であった。

(注3) 占有率の算定は、「あん摩」を含む業種を抽出要件にしているため、「はり師」、「きゅう師」及び「はり師・きゅう師」は含まれていない。

2. 回答者の属性別状況

(1) 性別と年齢

三療に従事する自営業者の性別は、ほぼ7:3で男性が多い。ただし、視覚障害業者では男性の占める割合が8割を超えているのに対し、晴眼業者の男女比はほぼ2:1で、視覚障害業者に比べ女性業者の割合が高い(図I-1)。



一方、業者の年代構成を「30歳未満」「30~39歳」「40~49歳」「50~64歳」「65歳以上」の五つの階層に分けて見てみると、全体のほぼ 3 分の 2 が50歳以上で占められ、30歳未満の割合は 3 %台にすぎない。この業者の高齢化は視覚障害業者に顕著である一方、晴眼業者では各年代層のバランスが一定程度とれている。すなわち、視覚障害業者のほぼ半数(48.2%)が「65歳以上」で、「50歳以上」を累積すると84%に達するのに対し、晴眼業者では「50~64歳」で 3 分の 1 が占められるものの、「40歳未満」「40~49歳」「65歳以上」の各年代層はそれぞれ2割台前半で、比較的平均している(図 I-2)。

